

保有個人データに関する事項の公表等について

宮田用水土地改良区個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

平成28年3月14日
宮田用水土地改良区

- 1 この土地改良区の名称
宮田用水土地改良区
- 2 利用目的
宮田用水土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。
労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。
- 3 個人情報の保護に関する方針
 - (1) 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
 - (2) 苦情処理に適切に取り組む。
- 4 共同利用に関する事項
本土地改良区の個人データは、共同利用を行う。共同利用の概要は下記のとおり。
 - (1) 共同して利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
 - (2) 共同で利用する者の範囲
農林水産省、愛知県、愛知県土地改良事業団体連合会、本土地改良区に関係する市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、及び農地中間管理機構と共同で利用する。
 - (3) 利用する者の利用目的
本土地改良区の関連する事業の円滑な実施その他の地域農業の振興のため。
 - (4) 個人情報の管理について責任を有する者の名称
宮田用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長
- 5 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続及び手数料
 - (1) 保有個人データに関する求めの種類
利用目的の通知の求め、開示の請求、内容の訂正、追加又は削除の請求、利用停止又は消去の請求、第三者提供の停止の請求
 - (2) 保有個人データの開示等を求める場合の手続き
開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を宮田用水土地改良区理事長へ提出してください。
 - (3) 手数料
別表のとおり
ただし、これによりがたい場合は実費を徴収するものとする。
- 6 第22条に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
宮田用水土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長